# 資金循環統計にみる国債保有構造の変化(再論)

中島 将隆

### 1 はじめに

保有構造の特徴を再検討していきたい。 があった。そこで、 みる変化の特徴を検討した。だが、前回のレポートでは筆者の統計処理に誤りがあり、また、分析に不十分な点 と、国債保有構造に大きな変化が生じている。前回の証研レポートでは二〇〇七年第4四半期の資金循環統計に 去る六月一六日、二〇〇八年第1四半期の資金循環統計が公表された。公表された日銀の資金循環統計をみる 再度同じ問題を取り上げ、 特に前回のレポートの誤りや不十分な箇所に重点をおいて、 国債

というものである。 ではないか。次に、公的部門の保有比率が諸外国と比較して著しく高い、特にアメリカと比較して著しく高い、 〇〇〇億円、 有国債は増加を続けている、 従来、日本の国債保有構造の特徴として、次の諸点が指摘されていた。まず、量的金融緩和政策以後、日銀保 年間にして一四兆四○○○億円の国債を買い続けている、 更に、家計部門と海外部門の国債保有比率は著しく低い。こうした特徴は、長らくの間、 量的金融緩和政策が解除されても日銀の国債買いオペ額は減額されず、 従って日銀保有国債が増加するのは当然 月間 日

ところが、この六月に公表された日銀の資金循環統計をみると、 常識とは異なり、 国債保有構造に大きな変化 本の国債保有構造の常識として繰り返し指摘されてきたのである。

が生じている。

(ストック) 事実を確認してみよう。図表1は、 の国債保有の推移である。 日銀が資金循環統計を作成する際の分類基準に基づいて作成した四 図表2は、 図表1の比率である。 図表1、 図表2から、 次の諸点が明らか 半期別

期の九三・九兆円をピークにして、以後、 継続している。 ら月間一兆二○○○億円となり、 二〇〇八年第1四半期には九・二%にまで減少している。この間、 ている。保有比率をみると、二〇〇二年第4四半期は一五・七%に達していたが、以後、 まず、 金融機関の保有する国債は一貫して増加基調にあるが、 にもかかわらず、 一般的な常識とは異なり、 以後、買いオペ額に変化はない。 保有額は減少を続け、二〇〇八年第1四半期には六三・六兆円となっ 日銀保有国債は減額を続けているのである。 日本銀行の保有する国債は二〇〇五年第4四半 量的緩和政策が解除されても国債買いオペは 日銀の国債買いオペ額は二〇〇二年一〇月か 保有比率は減少を続け、

減しているのである。こうした特徴は図表2の保有比率をみると、より鮮明に理解できる。 である(公的部門について詳しくは、後掲図表5で再検討する)。 ○○七年第4四半期を境に、大きな変化をとげている。すなわち、 次に、公的部門をみると、図表1では、郵便貯金・公的金融機関・公的非金融法人企業・一般政府が公的部門 図表1でみる公的部門が保有する国債は、二 この時点を境にして、公的部門の保有額は激

半期には 外部門は二〇〇六年第4四半期には三七・二兆円になったが、二〇〇七年度には更に増加し、二〇〇八年第1四 家計部門の保有は二〇〇五年第4四半期から増加を続けて二〇〇八年第1四半期には三二・六兆円となった。 家計部門と海外部門についてはどうか。この二つの部門については、この数年、一貫して増加を続けている。 五〇・二兆円と初めて五〇兆円台になった。保有比率も七・二%となり、保有額・保有比率とも過去最 海

大となったのである。

### 図表1 国債保有構造の推移

単位:億円

国債保有主体	2001/4Q	2002/4Q	2003/4Q	2004/4Q	2005/4Q	2006/4Q	2007/4Q	2008/1Q
金融機関	3,856,522	4,477,291	4,725,273	5,077,672	5,394,401	5,218,820	5,060,781	5,139,681
中央銀行	677,711	816,184	817,573	903,233	939,786	755,147	650,751	636,520
預金取扱機関	1,252,301	1,600,997	1,936,528	2,100,457	2,383,976	2,472,128	2,400,885	2,474,513
銀行等	795,802	922,601	1,053,809	1,087,065	1,140,191	1,105,149	2,400,070	2,474,161
国内銀行	465,656	576,303	593,400	630,605	631,591	597,287	450,944	452,809
中小企業金融機関等	115,327	139,615	179,280	183,614	220,277	205,577	1,705,292	1,760,115
郵便貯金	455,122	678,197	882,112	1,013,176	1,243,668	1,365,705	_	_
保険・年金基金	960,734	1,115,083	1,143,253	1,244,378	1,380,282	1,452,910	1,526,702	1,548,017
保険	764,208	917,413	967,794	1,055,036	1,155,042	1,202,299	1,257,559	1,283,585
生命保険	614,067	745,839	781,746	852,350	946,860	993,521	1,049,315	1,075,782
うち民間生命保険	242,233	267,373	275,347	334,673	373,670	396,043	_	_
その他金融仲介機関	959,685	941,603	823,462	827,125	684,763	523,937	469,523	466,819
公的金融機関	732,190	677,092	573,500	514,997	436,199	277,010	171,969	115,460
財政融資資金	726,628	660,626	553,188	499,589	431,123	270,063	165,286	108,974
政府系金融機関	5,562	16,466	20,312	15,408	5,076	6,947	6,683	6,486
非仲介型金融機関	6,091	3,424	4,457	2,479	5,594	14,698	12,920	13,812
非金融法人企業	27,617	15,355	23,111	22,642	26,794	28,319	28,833	26,943
公的非金融法人企業	3,092	3,336	4,287	4,084	6,555	8,188	11,182	11,146
一般政府	259,622	351,721	444,281	558,814	636,133	695,876	775,602	796,271
社会保障基金	257,414	348,887	440,916	554,713	628,727	669,093	765,399	784,927
家計	114,796	126,146	134,381	201,068	268,840	323,468	359,568	362,843
対家計民間非営利団体	44,856	62,385	61,686	71,778	82,038	106,715	119,632	124,947
海外	215,945	168,029	166,957	256,649	313,234	372,896	479,208	502,205
合計	4,519,358	5,200,927	5,555,689	6,188,623	6,721,440	6,746,094	6,823,624	6,952,890

### 図表 2 国債保有構造の推移(比率)

単位:%

国債保有主体	2001/4Q	2002/4Q	2003/4Q	2004/4Q	2005/4Q	2006/4Q	2007/4Q	2008/1Q
金融機関	85.3	86.1	85.1	82.0	80.3	77.4	74.2	73.9
中央銀行	15.0	15.7	14.7	14.6	14.0	11.2	9.5	9.2
預金取扱機関	27.7	30.8	34.9	33.9	35.5	36.6	35.2	35.6
銀行等	17.6	17.7	19.0	17.6	17.0	16.4	35.2	35.6
国内銀行	10.3	11.1	10.7	10.2	9.4	8.9	6.6	6.5
中小企業金融機関等	2.6	2.7	3.2	3.0	3.3	3.0	25.0	25.3
郵便貯金	10.1	13.0	15.9	16.4	18.5	20.2	_	_
保険・年金基金	21.3	21.4	20.6	20.1	20.5	21.5	22.4	22.3
保険	16.9	17.6	17.4	17.0	17.2	17.8	18.4	18.5
生命保険	13.6	14.3	14.1	13.8	14.1	14.7	15.4	15.5
うち民間生命保険	5.4	5.1	5.0	5.4	5.6	5.9	_	_
その他金融仲介機関	21.2	18.1	14.8	13.4	10.2	7.8	6.9	6.7
公的金融機関	16.2	13.0	10.3	8.3	6.5	4.1	2.5	1.7
財政融資資金	16.1	12.7	10.0	8.1	6.4	4.0	2.4	1.6
政府系金融機関	0.1	0.3	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
非仲介型金融機関	0.1	0.1	0.1	_	0.1	0.2	0.2	0.2
非金融法人企業	0.6	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
公的非金融法人企業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
一般政府	5.7	6.8	8.0	9.0	9.5	10.3	11.4	11.5
社会保障基金	5.7	6.7	7.9	9.0	9.4	9.9	11.2	11.3
家計	2.5	2.4	2.4	3.2	4.0	4.8	5.3	5.2
対家計民間非営利団体	1.0	1.2	1.1	1.2	1.2	1.6	1.8	1.8
海外	4.8	3.2	3.0	4.1	4.7	5.5	7.0	7.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

日銀の資金循環統計を見る限り、 今日、 日本の国債保有構造は大きな変化をとげている、 と言わねばならない。

特に中央銀行と公的部門に焦点を充て検討してみたい。

# 2 なぜ日銀保有国債は減少しているのだろうか

こうした変化が生じたのか、

### (1) 日銀保有国債の借換方式の変更

予め年度ごとに当委員会の決定を行うものとする」と定めた。この決定により、 の自動借換方式が変更され、毎年、日銀政策委員会で借換方式を検討することになったのである。 会は、「償還期限の到来する本行保有国債 九年度までは、満期を迎えた長期国債は長期国債で借換られていた。ところが、一九九九年三月、 日銀保有国債が減少している最大の要因は、 (政府短期証券を除く) について、借換のための引受を行う場合には、 国債借換方式の変更である。日銀保有国債の借換方式は、一九九 日銀保有国債の借換方式は従来 日銀政策委員

である。 図表3は二〇〇〇年度以降の借換方式の推移を一覧したものである。まず、 次に、借換方式は、 全て、 短期国債である。 満期到来の利付国債は全て短期国債で借換られるのであ 借換の対象となる国債は利付 |国債

る

られ 択は日銀総裁が決定することになっている。図表3でみるように、毎年、これとほぼ同じ方式によって借換られ 状況に照らし支障が無いと認められる場合には、 の短期国 利付国債は短期国債で借換られるが、その短期国債の扱いについては、例えば今年度の場合は次のように定め てい 「債は . 日銀の資産状況に応じて、借換もしくは現金償還を選択する、というものである。そして、その選 償還期限到来国債のうち、 平成一九度中に借換引受を行った割引短期国債については、 割引短期国債をもって、 借換引受を行う」、つまり、 満期 本行資産 到来

図表 3 日銀保有の償還期限到来国債の借換方式

満期到来	利付国債	借換方式など
年度	(額面)	
平成20	9兆6,223億円	・割引短期国債をもって借換引受を行う
		・償還期限到来国債のうち、前年度(平成19年度)中に借
		換引受を行った割引短期国債については、本行資産状況
		に照らし支障がないと認められる場合には、割引短期国
		債をもって、借換引受を行う
		・上記の借換引受の可否については総裁が決定
19	9 兆6,559億円	・割引短期国債をもって借換引受を行う
		・以下、同上
18	16兆5,573億円	・割引短期国債をもって借換引受を行う
		・以下、同上
17	15兆6,339億円	・割引短期国債をもって借換引受を行う
1.	10)00,000 (81)	・償還期限到来国債のうち平成16年度中に借換引受を行っ
		た割引短期国債については
		①国債整理基金が行う買入消却に応じたことにより借換
		引受を行った割引短期国債については、割引短期国債
		をもって、その額面総額金額の借換引受を行うこと
		②上記以外の割引短期国債のうち、その額面総額の2分
		の1については、割引短期国債をもって、借換引受を
		行うこと
		③上記以外の割引短期国債のうち、その額面総額の2分
		の1については、本行資産の状況等に照らし支障がな
		いと認められる場合には、割引短期国債をもって借換
		引受を行い得る
		④上記の借換引受の可否については総裁が決定
16	12兆8,192億円	・割引短期国債をもって借換引受を行う
		・償還期限到来国債のうち、前年度(平成15年度)中に利
		付国債または割引短期国債の借換のために引受けた、ま
		たは引受ける割引短期国債については、本行資産の状況
		に照らし支障がないと認められる場合には、割引短期国
		債をもって、借換のための引受を行う
		・上記の借換引受の可否については総裁が決定
15	6 兆4,418億円	・割引短期国債をもって借換引受を行う
		・以下、同上
14	3 兆3,704億円	・割引短期国債をもって借換引受を行う
		・以下、同上
13	4 兆189億円	・割引短期国債をもって借換引受を行う
	- 10	·以下、同上
12	2 兆3,589億円	・割引短期国債をもって借換引受を行う
(1)	to Ellaston el	・以下、同上に関する業務「IDとりを成って、日」、東京19年度とより19年度について

(出所) 日本銀行「対政府取引に関する業務」HPより作成。但し、平成13年度および12年度については、「業務概況書」より作成

ているのである。

開始以来、現金償還を受けている、と述べている。 引き受けを行っていたが、一九九九年度以降はこれに代えて一年物TBを引き受けている。こうして引受けたT 償還を受けている、と述べている。また、短期国債買入オペで買い入れたTBについては、一九九九年度の買入 るか再びTBを引き受けるかを判断することとしている」として、 Bの償還期限が到来した場合の取扱については、日本銀行の資産状況に照らして、 ペにより取得した長期国債の償還期限到来分については、一九九八年度までは、再度、長期国債により借り換え ート」(日銀企画室)によると、この間の経緯を次のように紹介している。「最近の実績をみると、日本銀行がオ 短期国債の償還が現金か借換か、 その内訳は明らかではない。 しかし、 脚注において、二〇〇二年度以降は全額現金 「日本銀行の政策 償還の都度、 ・業務とバランスシ 現金償還を受け

借換方式の変更によるもの、ということができよう。 期到来国債の合計は八○兆四七八六億円となるから、約八○兆円の利付国債が現金償還を受けたことになる。こ の部分、 こうした著述を見る限り、 日銀保有の 国債が減少したことになるのである。近年における日銀保有国債が減少した最大の要因は、 満期到来の短期国債はほぼ全額が現金償還されている、と推測できる。 図表3の満

### 2 国債整理基金等が行う国債買入償却に対する日銀保有国債の売却

る。 日 この買入消却に対して日銀はこれに応じ、保有国債を借換引受を行うことなく、 銀保有国債が減額したもうひとつの要因は、 国債整理基金や財政融資資金特別会計が行う国債買入消却であ 売却に応じている点であ

る。

消却に応じた国債が ある。 で確定しないが、 になる。 消却に応じた額だけ、 に対する日銀保有国 に対して、 償還額を平準化するため買入償却を行っていたので 〇兆円強に達する。 ○○億円を上限として買入消却に応じてい ○○○億円、 〇四年から二〇〇八年までの間、 応じることにした。 13 一○○八年に一○年利付債の大量償還を迎えるので、 わ 前述した満期到来の長期国債が約 図表4は、 玉 |債整理基金等が国債買入償却を行っているのは ゆる二〇〇八年問題に対処するためであった。 日本銀行は、 政府の要請に応じて、 財投債一○○○億円、合計一○兆 国債整理基金などが行う国債買入消却 政策委員会の決定通り借り換えと 今年度分については、年度末ま ]債の売却額の推移である。 国債整理基金等が行う買入償却 0 日銀保有国債は減額したこと 八兆円、 普通国債一〇兆七 保有国債の売却に 八〇兆円、 合計すると約九 る。 買入 買入 八〇

図表 4 国債整理基金等が行う国債買入消却に対する日銀保有国債の売却

亚出左库	並 活団建士和 1.74	H	进 · 土
平成年度	普通国債売却上限	財投債売却上限	備考
20年	3 兆4,000億円	1,000億円	・普通国債:平成22年度以降に償還
			期限の来る利付国債
			・財投債:平成22年度中、平成26年
			度中または平成27年度中に償還期
			限の到来する利付国債
19年	_	_	政府からの要請無し
18年	5 兆5,000億円	_	・平成19年度および平成20年度中に
			償還期限の到来する利付国債
			・平成17年12月20日の政策委員会決
			定
17年	1 兆4,000億円	_	・平成18年度および平成19年度中に
			償還期限の到来する利付国債
			・平成17年12月20日の日銀政策委員
			会決定
16年	4,000億円	_	・平成20年度中に満期期限の到来す
			る10年および20年利付国債
			・買入消却に応じた場合には、割引
			短期国債をもって借換のための引
			受を行う

(出所) 日本銀行「対政府取引に関する業務」ホームページより作成

売却が行われ で借換られ、 は減少しないにもか かつ、 れば、 短期国債は現金償還されていること、 日銀保有国債は来年度には累計で約九○兆円減額されることになる。 かわらず、 保有国債の減額が続い ているのは、 国債整理基金等の行う国債買入消却に対して日銀が保 以上にみてきたように、 日銀の国債買い 長期国 債 が 2短期 オペ額 国 債

### (3) インプリケーション

有国債を売却しているからであった。

を現金償還しなければ、 保有国債の減額を続けていくことは重要な課題である。仮に満期到来の長期国債を短期債で借り換え、 に原因があるわけで、 較して、年限別の偏りがあるとの指摘されている。 以上に見てきた変化の意味を考えてみたい。まず、 現在は正常化の過程ということになろう。次に、 日銀保有国債は拡大の一途を辿る。 偏りがあるとすれば、 日銀保有国債の満期構成については、 借換方式の変更がなければ、 日銀保有国債に年限別の偏りがあっても、 一九九八年までの国債発行と借換方式 日銀が国債発行の受け 他国 の中央銀行と比 短期国債

 $\prod$ 

になっているとの批判が高まるだろう。

の維 ぎり、 昇は避けて通らねばならない。 できることに変わりない。長期金利の指標は一○年国債の応募者利回りであり、 重要と思われる点は、 !持という困難な舵取りを要求されているが、 日銀は長期金利形成に大きな影響力を与えることができる。 日銀保有国債の減額が続いても、 国債金利が上昇すれば国債費が急膨張し、 国債の金利負担軽減という一事を取り上げても、 国債買いオペの継続によって、 日銀の金融政策はインフレ対策と低金利 財政危機が一挙に顕在化するからであ 国債買いオペ額に変化がない 国債相場を低利に誘導 長期金利の上 改策 か

る。

現局面では、

国債買いオペを継続していくことが必要な課題となっていると思う。

# 3 激減した公的部門の国債保有と問題点

### (1)資金循環統計の公的部門

的部門をどのように分類しているか、 図表1から、 公的部門の国債保有が激減している点が容易に推定できた。そこで、日銀の資金循環統計では公 いま一度、 確認してみる。公的機関の分類基準について、 日銀 『資金循環

統計の解説』では次のように述べられている。

「公的機関については、 となるよう同一の基準を用いている。 の場合、 公的機関であるかどうかという基準について、必ずしも確立した社会的通念があるわけではないが、 ある程度明確な基準が必要である。この点について、資金循環統計は、 非常に多くの特殊法人や独立行政法人が存在することから、それぞれがどこに分類されるかについ 一般政府のほか、 なお、 公的非金融法人企業、 機関によっては、 勘定単位毎に分類する部門が異なる「勘定分 公的金融機関といった部門を設定している。 わが国の国民経済計算と整合的 わが国

一公的機関に関する分類基準

離」の考え方を採用している。

国民経済計算と一致している。 資金循環統計と国民経済計算は、 次のような同一の基準で分類しており、 公的機関の対象範囲と部門は

a 市場で取引されるような財・サービスの生産を行わない機関を、 中央政府や社会保障基金に分類す

る。

(b) 一方、 数を保有し、かつ政府が法人の経営方針の決定や任命権を保有し、政府の代行業務を行う期間を公的機 市場で取引されるような財・サービスの生産を行っているが、 政府が出資ないし株式の過半

関とする(それ以外は民間の機関)。

c)さらに、公的機関のうち、総資産に占める金融資産の割合が極めて大きい機関 (九〇%以上が目安)

を公的機関と分類し、それ以外を公的非金融法人とする。」

こうした分類基準に基づく公的機関は、具体的には、資金循環統計では次の部門である。

①公的金融機関

公的金融機関:財政融資資金+政府系金融機関 (郵貯、 簡保はこの分類に含まれない)

郵便貯金(預金取扱機関に分類

簡易保険 (分類なし。 算出方法 = 生命保険 - 民間生命保険

金子
 <l>金子
 金子
 金子
 金子
 金子
 <l>金子
 金子
 金子

②公的非金融法人企業

中央政府

地方公共団体

社会保険基金

うち公的年金

以上にみた分類基準による公的部門の国債保有は如何なる推移を辿っているか、 次にみていくことにする。

### (2)資金循環表にみる公的部門の激減

図表5は前述の分類基準に基づく公的部門の国債保有の推移である。公的部門の国債保有比率は、二〇〇七年

第4匹 〇七年第4四半期には 三%に激減してい 半期までは、 る。 四〇%以上の高い比率であった。ところが、 几 公的部門の国債保有比率は、 -%となり、二〇〇八年第1四半期 今日、 激減 \_\_

的部門の いるのである。 この間の経緯をたどると、二〇〇七年第4四半期までについ 保有比率は四〇%強と非常に高い比率であったが、 ては公 じて には

資資金に引受分を代位しているのである。 経過措置として郵便貯金・簡易保険・社会保障基金が、 減 訳には大きな変化がみられる。すなわち、 せているのである。 から財政投融資資金による国債引受がなくなったからである。次いで、 Ĺ 激減した部分を郵便貯金・簡易保険・社会保障基金が埋 この変化は、 まず、 財投改革によって二〇〇 財政融資資金の保有額 経過措置とし 従来の財 Ē 0) すでに内 郵 め ()政融 便 一年 は激 合 貯

金 ·

簡易保険による国債引受は二○○七年までであった。

では、二〇〇七年以後、

何故、公的部門の保有が激減するのだろう

か。

いま少し、詳しく検討していく。

(3)なぜ公的部門が激減したか

財政融資資金による国債引受がなくなっても、

郵便貯金・簡易保

### 公的部門の国債保有 図表 5

単位:億円、%

	2001/4Q	2002/4Q	2003/4Q	2004/4Q	2005/4Q	2006/4Q	2007/4Q	2008/1Q
公的金融機関	1,559,146	1,833,755	1,962,011	2,045,850	2,253,057	2,240,193	171,969	115,460
公的金融機関	732,190	677,092	573,500	514,997	436,199	277,010	171,969	115,460
財政融資資金	726,628	660,626	553,188	499,589	431,123	270,063	165,286	108,974
政府系金融機関	5,562	16,466	20,312	15,408	5,076	6,947	6,683	6,486
郵便貯金	455,122	678,197	882,112	1,013,176	1,243,668	1,365,705	_	-
簡易保険	371,834	478,466	506,399	517,677	573,190	597,478	_	-
公的非金融法人企業	3,092	3,336	4,287	4,084	6,555	8,188	11,182	11,146
一般政府	259,622	351,721	444,281	558,814	636,133	695,876	775,602	796,271
社会保障基金	257,414	348,887	440,916	554,713	628,727	669,093	765,399	784,927
公的部門の国債保有合計	1,821,860	2,188,812	2,410,579	2,608,748	2,895,745	2,944,257	958,753	922,877
国債発行残高	4,519,358	5,200,927	5,555,689	6,188,623	6,721,440	6,746,094	6,823,624	6,952,890
公的部門の国債保有比率	40.3	42.1	43.4	42.2	43.1	43.6	14.1	13.3

険・社会保障基金で、この部分を補填してきた。社会保障基金の国債保有額は一貫して増加しているが、 簡易保険の国債保有は、二○○七年第4四半期からゼロとなっている。 その結果、 公的部門の国債保 郵便貯 有は激

郵政民営化によって、 ちょ銀行等の資金循環統計上の取扱い(予定)について」を公表し、次にように予告した。 金融機関から民間金融機関に変更されたからである。二〇〇八年三月一四日、 では、なぜ、郵便貯金と簡易保険の国債保有がゼロになったのだろうか。前回レポートの繰り返しになるが、 日銀資金循環統計の分類が変更されたからである。すなわち、 日本銀行はホームページで「ゆう 郵便貯金や簡易保険が公的

「二〇〇七年一〇月のゆうちょ銀行、 となります(二〇〇八年三月二一日公表分から予定)。 かんぽ生命保険の業務開始に伴う資金循環統計上の分類は、 以下の通り

保険うち生命保険の内訳)部門は計数の計上を取り止めます(二〇〇七年第3四半期までは、 止め、中小企業金融機関等(金融機関のうち預金取扱機関のうち銀行等の内訳)にゆうちょ銀行の計数が 加算されます。また、二〇〇七年第4四半期以降、 —二〇〇七年第4四半期以降、 郵便貯金(金融機関のうち預金取扱機関の内訳) 民間生命保険会社 (金融機関うち保険・年金基金うち 部門は計数の計上を取り 生命保険と

の遡及改定について」をホームページに掲載し、部門分類を図表6のように改定することになった。 三月一四日に引き続き、三月二一日に改めて「ゆうちょ銀行等の資金循環統計上の取扱いおよび資金循環統計

民間生命保険会社の差額が簡易保険の計数として算出できました)。」

表1でみたように、二〇〇六年第4四半期の中小金融機関等の国債保有額は二〇・五兆円であったが、二〇〇七 郵政民営化によって郵便貯金や簡易保険の分類が変更されると、 金融機関の国債保有構造は激変する。 掲図

年第 改革によって財政融資資金による国債引受はなくなり、 と民 郵政民営化によって今や社会保障基金のみとなった。 便貯金や 八年第1 一〇〇一年第 ]債保有額 E さらに、 増 間 4 保険 厄 額する 应半 簡易保険、 平 は激減するのであった。 期 財 0 -期には のである。 X. に 4 政 巾 別 融資資金による国債保有も減少を続け 七〇 平 が 社会保障基金によってカバ -期には七二・ 消滅することに 0 兆円に激増 そして、 八兆円にまで縮小する。この 資金循 Ū 六兆円に達してい より、 う い 環 る。 統計 生命 同 ーされてきたが 保険 様 上 の公的 K たが 0 簡 玉 Ċ 間、 易保 \_\_ 部 債 (V

財投

菛 保

険

### 4 公的部門保有の 問 題 点

が、 と記されている。 脚注では、 ゆうちょ銀行は完全な民間銀行ではな 全民営化は平成二九年度まで待たねばならない。 郵政民営化によって資金循環統 郵政民営化は二〇〇七年一 「上記表内の法人は全て従来どおり公的部 完全民営化は将来のことであるから、 〇月にスタート 計 Ė ιV 0 取 扱 が のため、 変更され したもの 従ってこの 門 図 Ó, |表6 図 分 類 間 だ

### 郵貯と簡保の部門分類の変更 図表 6

郵

2007年第3四半期以前	2007年第4四半期以降
金融機関/預金取扱機関/郵便貯金	金融機関/預金取扱機関/銀行等/中小企業金融機関等
日本郵政公社郵便貯金業務	株式会社ゆうちょ銀行
	(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険
	管理機構・郵便貯金勘定を統合)
金融機関/保険・年金基金/保険/生命保険	金融機関/保険・年金基金/保険/生命保険
日本郵政公社簡易生命保険業務	株式会社かんぽ生命保険
	(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険
	管理機構・簡易生命保険勘定を統合)
非金融法人企業/公的非金融企業	非金融法人企業/公的非金融企業
日本郵政公社郵便業務	郵便事業株式会社
	郵便局株式会社
一般政府/中央政府	
日本郵政株式会社	日本郵政株式会社

<sup>(</sup>注) 上記表内の法人は全て従来どおり公的部門に分類

<sup>(</sup>出所)「ゆうちょ銀行の資金循環統計上の取扱および資金循環統計の遡及改定について」 2008年 3月21日 日本銀行調査統計局

間違いはない 従来のように政府の要求による国債保有は考えられない。公的部門の国債保有構造に大きな変化が生じたことに の注記は、 その間、 公的部門に分類するということだろうか。とはいえ、 郵政民営化がスタートしたのだから、

ある。 市場性国 は公的部門の保有となっている。 の発行額は市場性国債の発行額に匹敵している。ところが、公表される保有者分類は市場性国債だけであり、 り上げ非市場性国債の保有構造を問題にしていないことである。米国の国債発行の内訳をみると、 較で日本の公的部門の国債保有比率が非常に高い、 国債の公的保有に関する問題点は、郵政民営化の問題にとどまらない。 [债 の保有については 断片的な情報しかない。断片的な情報をつなぎ合わせると、非市場性国 従って、 日本だけが突出して公的部門の保有比率が高かったわけではない これが通説であった。 通説の問題点は、 冒頭で触れたことだが、従来、 市場性国債だけを取 非市場性国債 |債の大部分 対米比 ので 非

銀行は公的部門でもなければ民間部門でもない、独立した部門と考えるべきであろう。 中央銀行と政府の国債保有の目的は全く異なる。 される。 この議 中央銀行を公的部門として扱う論者もいる。中央銀行は政府の銀行という側面をもつから、 論の念頭には、 日本銀行が戦時国債を引受けた歴史を思い浮かべているのだろうか。 中央銀行は銀行の銀行であり、 金融政策の担い手である。 だが、 公的 部門と 本来、

年金資金は非市場性国債や物価連動国債で運用すべき」という提案がなされている。傾聴すべき提案だと思う。 あると思う。 公的部門による国債保有の問題点は、 圧倒的部分が金利変動リスクを避けるため非市場性国債で運用されている。こうした現状に対して、「公的 そして、 公的年金が市場性国債で運用されている点にある。 日本の場合、 社会保障基金 (公的年金)の国債保有が激増し 諸外国における公的年金の運用をみる してい る点に

# 4 家計部門と海外部門の国債保有の増加

家計部門も海外部門も、 前掲図表1でみたように、 国債保有が増加している。この両部門については前回レポ

下に加筆修正する所は少ないが、次の点を付け加えておきたい。

整額を本年四月一五日以降、二割に減額したのも、個人保有拡大をもたらしていると思われる。 そのため、六月債の発行総額は前月より五三%増加している。個人向け国債については、悪評だった中途換金調(窓) と異なり元本保証されない。その代わり、利率が高く満期まで保有すれば銀行定期預金より遥かに有利である。 に応じて発行する制度で、三年債、五年債、一〇年債があり、毎月発行される。中途換金の場合、個人向け国債 国債を比較したものである。 た国債新型窓販の増加が個人消化の拡大に寄与している点である。図表7は個人向け国債と新型窓口 家計部門については、個人向け国債が家計部門の保有増大の大きな要因であるが、昨年一〇月からスタートし 新型窓販は、機関投資家が取引する債券市場で流通する国債を、 個人投資家の募集 販売方式の

半期が七・二%と増加を続けている。増加の背景にはサブプライム問題による投資の質の変化によるところが大 2でみたように、保有比率は二○○六年第4四半期が五・五%、二○○七年第4四半期七%、二○○八年第1四 海外部門については、この三月時点で国債保有額は五〇兆円を超え前年比で二〇%の増加となった。 前揭図表

謝辞:本稿の図表3・4の作成に際しては、 日本銀行企画局の藤田研二氏からご教示を得た。記してお礼を申し上げます。 きいと考えられる。

図表7 新型窓口販売方式の国債と個人向け国債の比較

			国債 JAPANESE GOVERNMENT BONDS			個人向け国債 JAPANESE GOVERNMENT BONDS		
			2年固定	5 年固定 5	10年固定 10	10年変動 変動10	–	
購入対象者			制限無し(注 合などでも購	去人やマンショ 春入できる)	個人に限定			
満		期	2年	5年	10年	10年	5年	
発	行 頻	度	2	毎月(年12回)		年4	<b>日</b>	
購	入単	位	最低 5	万円から5万	最低1万円か	ら1万円単位		
購	入限度	額	1申	込みあたり1	億円	上限	なし	
利	払	11		7		1		
金	利タイ	プ		固定金利		変動金利*1	固定金利	
販	売 価	格	発行	毎に財務省で	決定	額面金額100F	月につき100円	
安	全	性	責任を持って	て行います。ま	子の支払いは日本国政府が -レスであるため、偽造・ Qりを忘れてしまうことも			
			ありませんの	で非常に安全	性が高い金融	商品です。		
収	購入後 市場の金 利が上昇	元本		時価が目減りするので、償還期限前に 売却する場合には、売却損が出ること			<b>きせん*</b> 2	
益	していく と…	利子		変わりません		増額します	変わりません	
性 性	購入後 市場の金 利が下降	元本		ので、償還期 は、売却益がと		変わりません*2		
	していく と…	利子		変わりません			変わりません	
流(中	動症換缩	性 金)	市場でいつでも売却が可能 (売却 益/損が発生) 国の買い取りによる中途換金制度はあ りません			発行する 発行する を で を の を の を の を の の の の の の の の の の の の の	当額×0.8が	

(出所) 財務省ホームページ

<u>1</u> 前号一六四七号の証研レポート掲載の図表1は、二〇〇七年第4四半期の公的部門の数字と扱いに誤りがある。 を指摘していただいた熱心な読者に厚くお礼を申し上げます。

2 図表1の国債保有主体は、日銀『資金循環統計の解説』(二〇〇五年一二月)二九頁掲載の「表1部門の一覧」に基づ

く。

3 「対政府取引に関する基本要領」一九九九年三月二六日決定

4 日本銀行企画室「日本銀行の政策・業務とバランスシート」二〇〇四年六月二八日 二一頁

6 同右、三七頁、 四七頁、五二頁参照 5

日本銀行調査統計局『資金循環統計の解説』二〇〇五年

7

8 日本経済新聞 二〇〇八年七月七日

須藤時仁『国債管理政策の新展開』第六章、第七章参考

日本経済評論社 二〇〇七年

9 日本経済新聞 二〇〇八年七月一八日

(なかじま まさたか・特別嘱託研究員)